

## 計画の修正について

### 修正箇所

P33 ①放課後児童健全育成事業

### 修正理由

放課後子ども総合プランに基づき、市町村行動計画として「一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量」を本支援事業計画に追加記載の必要があるため。

### 新旧対照表

旧

保護者が労働者により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

新

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。また国が示す放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との一体的及び連携による運営を行っています。

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

目標	平成31年度
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	10 か所